

大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

北区と東京都は、北区内で河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、北区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、都営住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

（都営住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、都営住宅の共用部分を、都営住宅居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、北区と東京都の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、北区地域防災計画上の避難場所等を指定するものではない。

（協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、北区と東京都で協議して定めるものとする。

平成28年5月24日

東京都北区王子本町一丁目15番22号
北区長 花川 與惣太

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都都市整備局長 邊見 隆士